ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けに係る取扱い指針

平成 16 年 10 月　7 日制定
平成 21 年 10 月 29 日改正
平成 22 年　4 月　1 日改正
平成 27 年　7 月　2 日改正
平成 28 年　9 月 23 日改正
令和　3 年　3 月 24 日改正

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号、以下「省令」という。）第 26 条第１項（第５号イ及び第６号の規定）に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の譲渡し及び譲受けを行うことができる場合並びに譲渡し及び譲受けの手続について、取扱い指針を定める。

１　ＰＣＢ廃棄物の譲渡し及び譲受けを行うことができる場合

（１）ＰＣＢ廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転（以下「試験研究等」という。）を目的とする場合

ア　知事が譲渡しを認める者は、試験研究等を実施する者にＰＣＢ廃棄物を試料として提供する者とする。

イ　知事が譲受けを認める者は、試験研究等を実施する者とする。

ウ　譲渡し及び譲受けを行うための要件は、試験研究等に関する計画書が、管轄する都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 27 条に規定する市（以下「都道府県等」という。）に受理されていることとする。

エ　譲渡し及び譲受けの申請に必要な提出書類は、次のとおりとする。

（ア）　ポリ塩化ビフェニル廃棄物（譲渡し・譲受け）承認申請書（別紙１）

（イ）　試験研究等に関する計画書（管轄する都道府県等に受理されたもの）の写し

（２）保管事業者が的確かつ適正にＰＣＢ廃棄物を保管することができなくなったと認める場合

ア　知事が譲渡しを認める者は、次のとおりとする。

（ア）　破産会社

（イ）　清算会社

（ウ）　その他破産会社と同等であると認められる者

イ　知事が譲受けを認める者は、次のとおりとする。

（ア）　譲り渡す者の親会社等

（イ）　譲り渡す者と役員を同一にする会社

（ウ）　譲り渡す者が保有していた建物等の資産を購入した者

ウ　譲り受ける者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

（ア）　ＰＣＢ廃棄物を確実かつ適正に保管、処理できる財務状況を有すること。

（イ）　特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、適正に保管できること。

（ウ）　特別管理産業廃棄物保管基準を遵守できる保管設備を有すること。

（エ）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条第５項第２号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

エ　譲渡し及び譲受けの申請に必要な提出書類は、次のとおりとする。

（ア）　ポリ塩化ビフェニル廃棄物（譲渡し・譲受け）承認申請書（別紙１）

（イ）　譲り渡す者は、次の書類を提出すること。

(a) 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し

(b) 破産、清算等の場合は事業者の経済的活動の存続が認められないことが明らかであることを証する書類

例　法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は理由書

(c) 親会社等への譲渡しの場合は親会社等であることを証する書類

例　株主総会議事録の写し、確定申告書における同族会社の判定に関する明細書の写し、親会社等の事業報告書

（ウ）　譲り受ける者は、次の書類を提出すること。

(a) 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し

(b) ＰＣＢ廃棄物を確実かつ適切に処理する意思がある旨及び廃棄物処理法第 14 条第５項第２号イからへのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書

(c) 健全な財務状況であることを証する書類

例　賃借対照表、損益計算書、法人税納税証明書、事業報告書、事業計画書

(d) 保管しようとする施設の構造を明らかにした図面

(e) 親会社等が譲り受ける場合は親会社等であることを証する書類

例　株主総会議事録の写し、確定申告書における同族会社の判定に関する明細書の写し、親会社等の事業報告書

(f) 建物等の資産を購入することに伴う譲受けの場合は建物等の登記事項証明書及び売買契約書の写し

(g) 本申請にあたり高濃度ＰＣＢ廃棄物について、保管場所が省令第 10 条第１項で定めるエリア外地域へ変更となる場合は、法による変更確認申請書（省令様式第３号、環境大臣へ提出）の写しを添付すること

２　申請及び承認の手続

（１）ポリ塩化ビフェニル廃棄物（譲渡し・譲受け）承認申請書（別紙１）を、それぞれの保管場所を管轄する健康福祉センター（以下「センター」という。）に提出する。

（２）申請を受け付けたセンターはチェックリストを作成の上、当該申請書に添えて廃棄物リサイクル課に進達する。

（３）譲渡し又は譲受けに係る保管場所が静岡県の管轄外である場合は、当該保管場所の都道府県等と調整の上、廃棄物リサイクル課において審査を行う。

（４）上記審査の結果、承認する場合は別紙２により申請者あて、別紙３によりセンター所長あて通知し、承認しない場合は別紙２－２により申請者あて、別紙３－２によりセンター所長あて通知するものとする。

（５）譲受け届出書（省令様式第８号）を受け付けたセンターは、廃棄物リサイクル課に進達するものとする。

ＰＣＢ廃棄物の譲渡し及び譲受けに係る取扱い指針チェックリスト

１　ＰＣＢ廃棄物の処理技術の試験研究等を目的とする場合

区　分	内　容	審査結果
譲渡しを認める者	試験研究等を実施する者にＰＣＢ廃棄物を試料として提供する者	
譲受けを認める者	試験研究等を実施する者	
譲り渡す者及び譲り受ける者の要件	試験研究等に関する計画書が管轄する都道府県等に受理されていること。	

２　１以外の場合

区　分	内　容	審査結果
譲渡しを認める者	ア　破産会社 イ　清算会社 ウ　その他破産会社と同等であると認められる者	
譲受けを認める者	ア　譲り渡す者の親会社等 イ　譲り渡す者と役員を同一にする会社 ウ　譲り渡す者が保有していた建物等の資産を購入した者	
譲り受ける者の要件	ＰＣＢ廃棄物を確実かつ適正に保管、処理できる財務状況を有すること。	
	特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、適正に保管できること。	
	特別管理産業廃棄物保管基準を遵守できる保管設備を有すること。	
	廃棄物処理法第 14 条第５項第２号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。	